

令和2年4月23日

保 護 者 様

小 野 市 教 育 委 員 会

新型コロナウイルス感染症にかかる学校の登校日の取りやめと 夏季休業日の扱いについて

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が発令され、県の要請を受け、市内のすべての学校を4月9日（木）から5月6日（水）までの間、臨時休校としております。

この度、県内での感染拡大傾向を受け、県より登校可能な日を設定しない期間を5月6日（水）まで延長するとの要請がありましたので、**緊急事態宣言が発令されていることを踏まえ、予定しておりました5月1日（金）までの登校日をすべて実施しないことといたします。**

各学校よりお届けいたしました教材や連絡物等に、「5月1日（金）持参」等の記載がある場合があります。それらの持参物も、次に登校する日に持参するようにしてください。

5月7日（木）以降のことにつきましては、改めてホームページや各学校のメール配信機能を使って連絡します。

そして、**休校に伴う児童生徒の学習機会を保障するため、夏季休業日（夏休み）を授業日といたします。**今後の休校日数により、授業実施日数は変更されますので、実施日や実施方法等具体的な内容については、後日改めてお知らせします。

なお、現在休校中の学校等を5月7日（木）に再開できないことも考えられるため、盆の期間等一部の期間を除き、全期間を授業実施日とすることも想定していただきますようお願いいたします。

緊急事態への対応となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。